

自然災害により学校が臨時休業になる場合

「自然災害への初期対応に関する大田区立学校のガイドラン」より
平成 24 年 4 月 大田区教育委員会(令和 2 年 6 月 30 日追記)

4 暴風警報・特別警報対応

(1) 臨時休業

- 午前 6 時に大田区へ暴風警報又は特別警報が発令されている場合は部活動の朝練習などに参加しないで自宅に待機する。
- 午前 7 時に大田区へ暴風警報又は特別警報が発令されている場合は臨時休業とする。

(2) 学校留め置き

- 下校時に大田区へ、暴風警報又は特別警報が発令されている場合、生徒を学校に留め置く。
- 暴風警報又は特別警報が解除されるまでは、生徒を学校に留め置き、解除後に方面別の集団下校を実施する。

※ ただし、台風等による自然災害の状況に応じて(1)(2)以外の対応が必要な場合は、教育委員会事務局より別途する。

5 鉄道の計画運休に伴う臨時休業等の対応

(1) 午前 0 時までに翌日の鉄道の計画運休が発表された場合

- 午前 0 時までに蒲田駅・大森駅を含む JR 京浜東北線の計画運休が、翌日の始発から午後 2 時までの間に開始されることが発表された場合、大田区立全小・中学校を臨時休業とする。

○当日、途中で計画運休が解除されても臨時休業の対応は変更しない。

※ ただし、鉄道の計画運休の状況に応じて、
(1) 以外の対応が必要な場合、教育委員会事務局より別途指示する。

